

## 中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」により 新規取得した設備に係る課税標準の特例について

### ○概要

中小事業者等が適用期間内に市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、設備を新規取得した場合、取得した翌年度から 3 年度分の固定資産税に限り、該当設備の課税標準額が 1 / 2 に軽減する。

また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和 6 年 3 月末までに取得した場合は 5 年間、令和 7 年 3 月末までに取得した場合は 4 年間、1 / 3 に軽減する。

### ○対象要件

#### ●中小事業者等

- ・資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・従業員が 1,000 人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が 1 億円以下でも中小事業者等とはなりません。

- ①同一の大規模法人から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人
- ② 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人

#### ●取得期間

令和 7 年 3 月 31 日までに取得した設備

#### ●設備

下の表の設備のうち、以下の 3 つの要件を満たすもの

- ① 中古資産でない
- ② 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に要する設備の導入によって労働生産性が年平均 3 %以上向上することが見込まれること
- ③ 年平均の投資利益率が 5 %以上となることが見込まれること

| 設備の種類  | 取得価格     | その他               |
|--------|----------|-------------------|
| 機械装置   | 160 万円以上 |                   |
| 工具     | 30 万円以上  |                   |
| 器具備品   | 30 万円以上  |                   |
| 建物附属設備 | 60 万円以上  | 家屋と一体で課税されるものは対象外 |

※1 償却資産として課税されるものに限る

### ○根拠法令

地方税法附則第 15 条第 45 項

### ○提出書類

- ① 償却資産申告書
- ② 先端設備等導入計画に係る認定申請書・計画書（写）
- ③ 先端設備等導入計画の認定書（写）

④ 認定経営革新等支援機関の確認書（写）

《リース会社が軽減措置を受ける場合に必要な追加資料》

⑤ リース契約書（写）

⑥ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）

※先端設備等導入計画詳細等は、産業振興課のページ（生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定申請受付について）をご覧ください。

○提出先

千曲市税務課固定資産税係